

議案第3号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年1月23日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例

第1条 町長、副町長及び教育長の諸給与条例（昭和28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長、副町長及び教育長の諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長、副町長及び教育長の諸給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引上げを行うため、町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正する必要がある。

令和 7 年 / 月 23 日原案可 決